

用語の定義

本計画で使用する用語等は、次のとおりです。

1 法令・条例名等の標記

	標記	説明
1	防災会議条例	練馬区防災会議条例 (昭和38年7月練馬区条例第13号)
2	災対条例	練馬区災害対策条例 (平成16年3月練馬区条例第6号)
3	災対本部条例	練馬区災害対策本部条例 (昭和38年7月練馬区条例第14号)
4	災対本部施行規則	練馬区災害対策本部条例施行規則 (昭和51年6月練馬区規則第29号)
5	災対本部運営要綱	練馬区災害対策本部運営要綱 (平成12年3月7日練総防発第381号)
6	震災復興推進条例	練馬区震災復興の推進に関する条例 (平成20年12月練馬区条例第50号)
7	災対法	災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)
8	災対法施行令	災害対策基本法施行令 (昭和37年政令第288号)
9	水防法	水防法 (昭和24年法律第193号)
10	水防法施行規則	水防法施行規則 (平成12年建設省令第44号)
11	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号)
12	急傾斜地崩壊防止法	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)
13	救助法	災害救助法 (昭和22年法律第118号)

14	救助法施行規則	災害救助法施行規則 (昭和22年政令第1号)
15	激甚法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和37年法律第150号)
16	個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)
17	感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)
18	建築基準法	建築基準法 (昭和25年法律第201号)
19	東京都震災対策条例	東京都震災対策条例 (平成12年東京都条例第202号)
20	東京都帰宅困難者対策条例	東京都帰宅困難者対策条例 (平成24年東京都条例第17号)
21	火災予防条例	火災予防条例 (昭和37年東京都条例第65号)

2 機関名等の標記

	標 記	説 明
1	防災機関	本計画防災共通編第2部第1章に網羅されている、区、東京都（警視庁、東京消防庁、消防団を含む。）、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等をいう。
2	防災関係機関	計画事業に関係する全ての防災機関をいう。
3	災対本部	練馬区災害対策本部をいう。
4	都災対本部	東京都災害対策本部をいう。
5	各部	〇〇部（室・局）
6	災対各部	練馬区災害対策本部を構成する各部（室・局）をいう。
7	災対〇〇部	練馬区災害対策本部を構成する部をいう。

3 特定の用語に含まれる範囲、意味

	標 記	説 明
1	震災	災対法第2条第1項に定める地震により生じる被害をいう。
2	風水害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮等の自然現象により生じる被害をいう。
3	地震時	地震による振動の開始から終了までをいう。
4	発災時	地震動により生じる初期の災害発生をいう。
5	震災時	地震により生じる被害の開始から終息までをいう。
6	避難行動要支援者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害発生時（災害が発生する恐れがある場合を含む。）に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
7	水防管理者	水防団体（水防の責任を有する区市町村）の長をいう。

用語の解説

あ行

・液状化現象

地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象をいう。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物（下水管等）が浮き上がったりする。単に液状化ともいう。

・エコノミッククラス症候群

長時間同じ姿勢で座ったままでいることで、血栓ができる病気をいう。血行障害による呼吸困難に陥ることもある。

・応急危険度判定

震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物等の被害の状況を調査し、二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

・応急給水槽

地震等の災害時に備え、居住場所から概ね2 kmの範囲内に、給水拠点（浄水場、給水所等）の無い空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽をいう。

か行

・外水氾濫

河川の水位が上昇し、堤防を越えたり破堤するなどして堤防から水があふれ出ること。

・がれき

震災による建物の焼失、倒壊および解体により発生する廃木材ならびにコンクリートがら等のことをいう。広義としては、緊急に行う道路障害物の除去により道路上から撤去したがれきも含む。

・感震ブレーカー

設定された地震の揺れ以上の揺れを感知した時に、自動的に電気を遮断する器具です。自宅に不在の時や、ブレーカーを切って避難する余裕がない時に、通電火災を防ぐため有効な機器です。

・ **気象庁ホットライン**

突発的、局地的な集中豪雨による河川氾濫発生等に対して、気象庁予報官と東京都の間で、直接情報共有を図り、早期に区や関係機関へ提供することをいう。

・ **帰宅困難者**

通勤や通学、買い物、行楽など、出先で突然の災害に見舞われ、交通機関が麻痺して自宅へ帰ることが困難な方をいう。

・ **給水拠点**

災害時の断水に備え、飲料水を確保している給水拠点（浄水場、給水所および応急給水槽等）をいう。居住場所から概ね2 km程度の距離内に1か所ある給水拠点には、応急給水用資器材を配備している。

・ **緊急通行車両**

地震発生時の交通規制により、一般車両の通行は禁止または制限されるが、公安委員会等で確認を受け、優先して通行することができる緊急車両をいう。

・ **区民防災組織**

防災会、市民消防隊、避難拠点運営連絡会等、初期消火活動や救助活動、避難拠点への誘導等、地域の防災活動を担う組織をいう。広義では、自主防災組織ともいう。

・ **警戒レベル**

住民が災害発生危険度を直感的に理解し、的確に避難行動がとれるよう、市町村が発表する避難情報や、気象庁発表する注意報等を5段階（警戒レベル1～5）で表したもの。市町村が避難情報（避難指示等）を発令する場合には、警戒レベルを付して発表する。

・ **警報**

気象台が重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報で、概ね市町村単位で発表される。

気象、津波、高潮、波浪、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。

・ **激甚災害（激甚災害制度）**

激甚法に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。

・ **検視・検案**

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

・ **洪水予報**

国または都道府県が管理する河川で、万が一洪水が発生したとき、重大な損害が生じる恐れのある場合に、国土交通大臣または都道府県知事と気象庁長官が共同で発表した予報をいう。

・ **洪水予報河川**

水防法第11条の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。当該河川では、国土交通大臣または都道府県知事は気象庁長官と共同で水位や流量の予報を行う。練馬区では、令和5年2月に石神井川が指定されている。

さ行

・ **災害医療機関**

東京都災害拠点病院、救急告示医療機関、その他の病院で、傷病者の受入れを行う医療機関をいう。

・ **災害救助基金**

災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とする場合があることから、都道府県は、その財源に充てるため積立てている基金をいう。（災害救助法第22条）

・ **Jアラート（全国瞬時警報システム）**

緊急地震速報や気象の特別警報、国民保護情報など、対処に時間的余裕のない緊急事態が発生した場合に、国が通信衛星を用いて地方自治体へ情報を送信し、それぞれの自治体では防災行政無線を自動起動するなどにより、住民へ緊急情報を瞬時に伝達する仕組みのこと。

練馬区では、国から緊急の情報を受けた場合、屋外の無線放送塔および防災ラジオ（戸別受信機）から自動的に放送するとともに、ねりま情報メールで配信します。

・事業所防災計画

東京都震災対策条例にもとづき、その事業活動に関して震災を最小限にとどめるため、都および区市町村の地域防災計画を基準として、事業者が作成しなければならない計画をいう。

・障害物除去

災害時には、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不可能となる道路が発生する。それらの障害物を除去、簡易な応急復旧作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることをいう。道路啓開ともいう。

・震災復興計画

震災により重大な被害を受けた場合において、都市の復興ならびに区民生活の再建および安定を図るため策定する計画をいう。

・浸水想定区域

河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）、排水施設に雨水を排除できなくなった場合、または排水施設から河川その他の公共の水域もしくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域（雨水出水浸水想定区域）、海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域（高潮浸水想定区域）のこと。水防法に基づき、国土交通大臣または都道府県知事が指定する。

練馬区では、石神井川、白子川、江古田川の各河川に浸水想定区域が指定されている。

・浸水予想区域図

東京都が水害の危険性を周知するために、水防法で指定された河川だけでなく東京都の管理する全河川の流域を対象に、外水氾濫および内水氾濫を表示したもの。

練馬区は、東京都が公表した「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図（令和元年5月）」、「神田川流域浸水予想区域図（平成30年3月）」、「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図（令和3年3月）」をもとに作成している。

・ **震度**

ある地点における地震の揺れの程度を表した指標。震度階級にはいくつか種類があるが、現在の日本では気象庁震度階級が使われており、日本では一般的にこれを「震度」と呼ぶ。0、1、2、3、4、5弱、5強、6弱、6強、7の10段階に分かれている。

・ **水位周知河川**

水防法第13条第2項の規定にもとづき、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。当該河川では、国土交通大臣または都道府県知事は、あらかじめ定められた水位に達したときは、水位または流量を示して通知および周知を行う。練馬区では、令和5年4月に白子川が指定されている。

・ **水防活動**

洪水または高潮により、堤防等に漏水、浸食または越水等が発生する恐れがある場合、その被害を最小限にとどめるために応急措置を講ずる活動のことをいう。

・ **水防計画**

水防法第7条の規定にもとづき、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送および水門・排水機場の操作、関係団体との協力および応援、水防に必要な器具、資材、設備の整備および運用に関する計画をいう。

・ **水防災総合情報システム**

洪水や高潮等による被害を軽減するため、水防関係機関等に雨量・水位・潮位、気象等水防に関する情報を迅速・的確に提供するための東京都のシステムをいう。

N T T専用回線や防災行政無線を使用して、都内の雨量・水位・潮位・排水機場のポンプ運転の情報を収集し、関係機関に提供する。

・ **水防団**

水防法第5条の規定にもとづき、水防事務を処理するための組織をいう。水防団は、水防団長および水防団員をもって組織され、消防団組織が兼務している。

・ 図上訓練

防災訓練のうち、実際に現場での各種訓練行動等を行わず、ロールプレイング方式等により訓練者へ一定の条件を付与することにより、応急対策業務の判断調整能力を高めるための訓練をいう。実動訓練の対語でもある。

・ スタンドパイプ

道路上にある消火栓や排水栓に差し込み、ホースをつなぎ消火を行える消火用資器材です。軽量で操作も簡単であり、消防車が進入できない道路の狭い地域や木造住宅密集地域でも近くの消火栓等を使って消火活動ができます。

た行**・ 大規模災害**

災害が発生し、ライフラインや鉄道機関等に多大な影響を及ぼし、住民に大きな被害を与える危機性をはらんでいる災害をいう。

・ タイムライン

災害の発生を前提に、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画で、防災行動計画ともいう。

・ 注意報

気象台が、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報で概ね市町村単位で発表される。

気象、津波、高潮、波浪、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷等の注意報がある。

・ 超高層建築物

建築基準法施行令第36条に規定する高さ60mを超える建築物をいうが、一般には100m以上を指すことが多い。

・ 調節池

増水した河川の水を一時的に取り込み、下流の流量を減らして水害を軽減する、河川沿いに設置された貯留施設をいう。調節池の設置は、市街化が進んで河道の改修が極めて困難な都心部等においては、治水対策上有効な手段となる。

・ **東京都災害情報システム（DIS）**

災害時に防災機関等から収集した被害・措置情報等を都災対本部が一元的に管理する東京都のシステムをいい、災害対策活動に資するとともに、端末設置機関が、これら災害情報を活用し各機関の災害対策活動に役立てる。

また、区市町村や防災機関等との連携やあらかじめ登録された都職員などから災害発生時に、携帯電話のカメラ機能を利用して撮影した被災画像等を送信するなど多様な種類の情報を収集し、地図情報を基盤とした意思決定を支援する。

・ **特別警報**

気象台が、重大な災害の起こるおそれ著しく大きい旨を警告して発表する警報。

気象、津波、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には、暴風、暴風雪、大雨、大雪がある。

津波特別警報は「大津波警報」として発表される。

・ **土砂災害警戒区域**

土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域で、都道府県が指定する。この区域では、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。通称イエローゾーン。

・ **土砂災害警戒情報**

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表する。

・ **土砂災害特別警戒区域**

土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域で、都道府県が指定する。土砂災害警戒区域における危険の周知、警戒避難体制の整備に加え、この区域では特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。通称レッドゾーン。

・土砂災害防止法

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）。土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域において危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を推進するために制定された。

・土壌雨量指数

大雨による土砂災害の危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が土壌中にどれだけ溜まっているかを指数化したもの。

・トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することをいう。

なお、標準的トリアージ手順のほかに、判定基準をより簡易にしたS T A R T方式トリアージがある。

な行**・内水氾濫**

規模の大きな降雨が生じた場合や河川水位等の影響により、堤内地の雨水が十分に排水できなくなり、堤内地に氾濫が生じることをいう。

は行**・氾濫危険情報**

住民の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して警戒を要するレベルに発表される洪水予報をいう。この情報により区市町村は避難指示等の発令を判断する。

・避難拠点

練馬区では、全区立小・中学校を避難拠点として位置付けており、避難所と防災拠点の両方の機能を備えた避難所をいう。地震による避難所としては、家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者または現に被害を受ける恐れのある者を一時的に受入れするために開設する。避難拠点は、地震による避難所としての機能の他に、区の防災活動の拠点としての機能ももっている。

・ **避難行動要支援者**

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速に避難するために特に支援が必要な方をいう。

・ **避難道路**

東京都が指定する避難場所へ通じる道路であって、避難圏域内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路をいう。

・ **避難場所**

東京都が指定する大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。

・ **表面雨量指数**

短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が地中にしみ込まずに、地表面にどれだけ溜まっているかを指数化したものの。

・ **福祉避難所**

震災時、高齢者や障害者など、避難拠点において特別な配慮を必要とする方を対象として開設するもので、区内の福祉施設等を事前に指定している。

・ **防災業務計画**

災対法に規定されている計画で、指定行政機関の長はその所掌事務に関し、指定公共機関はその業務に関し、防災基本計画に基づき、その所掌事務または業務について作成する防災に関する計画をいう。

・ **防災都市づくり推進計画**

震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため東京都が策定した計画をいい、防災都市づくりに関する指針を示すとともに、震災時の甚大な被害が想定される地域を指定し、具体的な整備目標や整備計画等を定めている。

ま行・や行・ら行

・ **マグニチュード (M)**

地震が発するエネルギーの大きさを表した指標値をいう。マグニチュード

が1増えるとエネルギーはおよそ32倍になる。一般にM6以上では災害となることがある。M7クラスの直下型地震では、条件にもよるが大災害になる。(阪神・淡路大震災はM7.3)

・メンタルケア

外傷後ストレス障害（PTSD）対策として、災害時の被災者等の精神的ストレスを専門職等との対話等のコミュニケーションを行うことで軽減させていく手当てのことをいう。

・やさしい日本語

簡易な言葉を使う、文の構造を簡単にする、漢字にふりがなをふるなど、外国人等にも分かるよう配慮した日本語のこと。

・要配慮者

平成25年6月に改正された災対法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと（第8条第2項第15号）。

・ライフライン

電気・ガス・水道・下水道・通信等、生活に不可欠な物資や情報等の補給機能を総称していう。阪神・淡路大震災においては、建築物の倒壊、木造住宅密集地域での延焼とライフラインの機能停止等、大規模な被害が発生した。

・ラジオ・アイソトープ（RI）

放射性同位元素といい、放射線を発する原子番号が同じで質量数の異なる元素をいう。医療や工業に広く利用されているが、放射線は、取扱いを誤ると人体に対して深刻な影響を与える可能性があることから、その取扱いについては注意を払う必要がある。

・ランニングストック

「ローリングストック」ともいう。物資の備蓄を行う際に、日頃から食べているものや使っているものを少し多めに購入し、使用した分を補充しながら日常的に備えること。消費期限切れなどの無駄のない備えが可能である。

・り災証明書

災害が発生した場合に、被災者からの申請に基づいて、住家の被害その他区市町村長が定める種類の状況を調査し、その災害による被害の程度を証明

するもので、区市町村長が交付する（災対法第90条の2）。各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されている。

・ **流域雨量指数**

河川の上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水害の危険度が高まるかを把握するための指標。降った雨が、地表面や地中を通して河川に流れだし、さらに河川に沿って流れ下る量を指数化したもの。